

2 1 建 指 号 外  
平成21年7月22日

愛知県建築構造技術連絡協議会  
会 員 各 位

愛知県建築構造技術連絡協議会  
会長 愛知県建設部建築担当局長  
( 公 印 省 略 )

建築士法改正に伴う構造設計（設備設計）一級建築士の  
関与についての建築確認における円滑な運用について（通知）

日頃は本県の建築行政の円滑な推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、一定規模以上の建築物の建築確認申請に構造設計（設備設計）一級建築士の関与を義務付ける改正建築士法の規定が平成21年5月27日から適用され、関与のない申請は受理できないこととなりました。しかしながら、平成21年11月26日までの間は、平成21年5月26日までに設計が行われたものについて、関与は不要とされ、一定の移行期間が設けられています。このことは、先の建築基準法の改正による混乱を踏まえ、行政・申請者双方の準備期間として円滑な法の施行がなされるよう配慮されたものと解しております。

これを踏まえ、愛知県では別添のとおり県内の特定行政庁及び指定確認検査機関の長に対して、窓口での対応について混乱を避け、法の円滑な施行について配慮を依頼したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、その趣旨を理解し、会員への法の周知等の配慮をしていただきますようお願いいたします。

また、先に開催しました建築技術支援センターの講習会「愛知県における建築関係法令の最近の動向に関する講習会」も追加で開催することとしましたのでお知らせします。

連絡先 建築指導課建築指導グループ  
電 話 052-954-6586



(別添)

平成21年7月22日

各 特 定 行 政 庁 殿  
各 限 定 特 定 行 政 庁 殿  
各 指 定 確 認 検 査 機 関 の 長 殿

愛知県建設部建築担当局建築指導課長

**建築士法改正に伴う構造設計（設備設計）一級建築士の  
関与についての建築確認における円滑な運用について（依頼）**

日頃は本県の建築行政の円滑な推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、一定規模以上の建築物の建築確認申請に構造設計（設備設計）一級建築士の関与を義務付ける改正建築士法の規定が平成21年5月27日から適用され、関与のない申請は受理できないこととなりました。しかしながら、平成21年11月26日までの間は、平成21年5月26日までに設計が行われたものについて、関与は不要とされ、一定の移行期間が設けられています。このことは、先の建築基準法の改正による混乱を踏まえ、行政・申請者双方の準備期間として円滑な法の施行がなされるよう配慮されたものと解しております。

つきましては、建築確認申請の審査においてもその趣旨を踏まえ、窓口での対応について関与の要否を迅速に判断することにより混乱を避け、審査においても申請者が法制度を理解し、平成21年11月27日以降の本格施行が円滑に行われるよう配慮いただきますようお願いいたします。

本県としましても、今後、愛知県建築構造技術連絡協議会との連携により講習会の開催等、制度の周知に取組み、円滑な法の施行に努力したいと考えておりますので、是非ともご協力をお願いいたします。

連絡先 建築指導グループ  
電 話 052-954-6586

## 【参考】

建築士法改正による構造設計（設備設計）一級建築士の関与についての確認窓口における対応について

愛知県建築指導課 H21.7.22

### 1. 窓口での迅速な対応

申請時に関与が不明な申請については、申請受付窓口において、別紙の関与の要不要を判断するチェックシート（参考様式）を配布し、申請者に確認させた上で申請を提出させるなど、円滑な対応を行う。

その際、設計者に設計時期の確認を行い、平成21年5月26日までの設計であれば、関与不要として受理し、平成21年5月27日以降の設計であれば構造設計（設備設計）一級建築士が関与していることが確認できれば受理することとしてよい。

その際に、申請者の習熟のため建築士法改正のパンフレットを配布するなど周知に努めるものとする。

### 2. 本格施行またぎの対応

また、関与が必要でかつ構造計算適合性判定を要する申請については、平成21年11月27日の70日前（9月18日）以降、関与が必要で構造計算適合性判定を要しない申請については35日前（10月23日）以降の申請については、原則として関与を確認して受理することが望ましい。

※ 設計時期に関わらず、本格施行となる平成21年11月27日以降には、追加説明書にも専門建築士の関与が必須となるので、確認済証の発行がそれ以降と見込まれる物件には事前に注意を促すこととする。

※ 指定確認検査機関においても、上記を参考に適切な法の執行をされたい。

2 1 建 指 号 外  
平成21年7月22日

各 建 設 事 務 所 長 殿

建 設 部 建 築 担 当 局 長

建築士法改正に伴う構造設計（設備設計）一級建築士の  
関与についての建築確認における円滑な運用について（依頼）

このことについて、別添のとおり県内の各特定行政庁・指定確認検査機関に通知しましたので、各建設事務所においても法の趣旨を踏まえ、関係市町村に対する協力依頼等、窓口での受付体制の充実に協力いただき円滑な運用に配慮してください。

連絡先 建築指導課建築指導グループ  
電 話 052-954-6586(直通)